

議案第89号

西海市組織条例の一部を改正する条例の制定について

西海市組織条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年12月5日 提出

西海市長 濱川 光之

西海市条例第 号

西海市組織条例の一部を改正する条例

西海市組織条例（平成17年西海市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条各号を次のように改める。

- (1) 総務部
- (2) 企画部
- (3) 地域振興部
- (4) 市民環境部
- (5) 保健福祉部
- (6) 医療長寿部
- (7) 産業振興部
- (8) 建設部
- (9) 水道部

第2条第1号エ中「情報公開」を「情報公開及び個人情報保護」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 企画部

- ア 秘書及び交際に関すること。
- イ 広報公聴に関すること。
- ウ 総合企画及び政策調整に関すること。
- エ 情報システム及び地域情報化に関すること。
- オ 国際交流及び姉妹都市交流に関すること。
- カ 合併の管理及び調整に関すること。
- キ 土地利用対策に関すること。
- ク 統計に関すること。
- ケ 企業誘致に関すること。

第2条中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域振興部

- ア 地域振興に関すること。
- イ 市民協働に関すること。
- ウ コミュニティ活動に関すること。
- エ 交通政策に関すること。
- オ 離島振興に関すること。
- カ 総合支所に関すること。

第2条中第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 保健福祉部

- ア 保健に関すること。
- イ 子育て支援に関すること。
- ウ 民生、生活保護等の福祉全般に関すること。
- エ 障害者福祉に関すること。

(6) 医療長寿部

- ア 国民健康保険に関すること。
- イ 医療助成に関すること。
- ウ 介護保険に関すること。
- エ 高齢者対策に関すること。

オ 地域医療に関すること。

カ 診療所に関すること。

第2条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 産業振興部

ア 農業に関すること。

イ 農村整備に関すること。

ウ 林業に関すること。

エ 水産業に関すること。

オ 観光に関すること。

カ 物産に関すること。

キ 商業及び工業に関すること。

ク 労政に関すること。

(8) 建設部

ア 道路認定及び用地の取得に関すること。

イ 道路、橋りょう及び河川に関すること。

ウ 市営住宅に関すること。

エ 公共建築物に関すること。

オ 都市開発に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(西海市議会委員会条例の一部改正)

2 西海市議会委員会条例（平成17年西海市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「さいかい力創造部」を「企画部、地域振興部」に改め、「保健福祉部」の次に「、医療長寿部」を加え、同項第2号中「西海ブランド振興部」を「産業振興部」に改める。

(西海市総合計画審議会条例の一部改正)

- 3 西海市総合計画審議会条例（平成17年西海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条中「さいかい力創造部」を「企画部」に改める。

(西海市市民協働の里づくり委員会設置条例の一部改正)

- 4 西海市市民協働の里づくり委員会設置条例（平成21年西海市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中「さいかい力創造部」を「地域振興部」に改める。

(西海市環境実践モデル都市地域連携協議会条例の一部改正)

- 5 西海市環境実践モデル都市地域連携協議会条例（平成25年西海市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条中「さいかい力創造部」を「企画部」に改める。

(西海市男女共同参画推進審議会条例の一部改正)

- 6 西海市男女共同参画推進審議会条例（平成19年西海市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部」を「市民環境部」に改める。

(西海市介護保険事業計画策定委員会設置条例の一部改正)

- 7 西海市介護保険事業計画策定委員会設置条例（平成18年西海市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉部」を「医療長寿部」に改める。

(西海市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の一部改正)

- 8 西海市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例（平成28年西海市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉部」を「医療長寿部」に改める。

(西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会条例の一部改正)

- 9 西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会条例（平成19年西海市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健福祉部」を「医療長寿部」に改める。

(西海市在宅医療・介護連携検討協議会設置条例の一部改正)

- 10 西海市在宅医療・介護連携検討協議会設置条例（平成28年西海市条例第13号）の一部を次のように改正する。  
    第9条中「保健福祉部」を「医療長寿部」に改める。  
    （西海市生活支援体制整備協議体設置条例の一部改正）
- 11 西海市生活支援体制整備協議体設置条例（平成31年西海市条例第7号）の一部を次のように改正する。  
    第10条中「保健福祉部」を「医療長寿部」に改める。  
    （西海市観光振興計画策定委員会条例の一部改正）
- 12 西海市観光振興計画策定委員会条例（平成18年西海市条例第92号）の一部を次のように改正する。  
    第9条中「さいかい力創造部」を「産業振興部」に改める。  
    （西海市ツーリズム推進協議会条例の一部改正）
- 13 西海市ツーリズム推進協議会条例（平成18年西海市条例第54号）の一部を次のように改正する。  
    第8条中「さいかい力創造部」を「産業振興部」に改める。  
    （西海市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正）
- 14 西海市農業振興地域整備促進協議会条例（平成17年西海市条例第162号）の一部を次のように改正する。  
    第7条中「西海ブランド振興部」を「産業振興部」に改める。  
    （西海市バイオマス総合利活用推進協議会条例の一部改正）
- 15 西海市バイオマス総合利活用推進協議会条例（平成18年西海市条例第96号）の一部を次のように改正する。  
    第9条中「西海ブランド振興部」を「産業振興部」に改める。  
    （西海市環境保全型農業推進協議会条例の一部改正）
- 16 西海市環境保全型農業推進協議会条例（平成18年西海市条例第97号）の一部を次のように改正する。  
    第9条中「西海ブランド振興部」を「産業振興部」に改める。  
    （西海市農村環境計画策定委員会設置条例の一部改正）
- 17 西海市農村環境計画策定委員会設置条例（令和5年西海市条例第10号）の

一部を次のように改正する。

第10条中「西海ブランド振興部」を「産業振興部」に改める。

(西海市都市計画審議会条例の一部改正)

18 西海市都市計画審議会条例（平成17年西海市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第8条中「さいかい力創造部」を「建設部」に改める。

(西海市医療検討委員会条例の一部改正)

19 西海市医療検討委員会条例（平成18年西海市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉部」を「医療長寿部」に改める。

## 新旧対照表

## 西海市組織条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>西海市組織条例 平成17年4月1日 西海市条例第5号 (部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため次に掲げる部を置く。</p> <p>(1) 総務部 (2) <u>企画部</u> (3) <u>地域振興部</u> (4) 市民環境部 (5) <u>保健福祉部</u>  (6) <u>医療長寿部</u> (7) <u>産業振興部</u> (8) 建設部 (9) 水道部</p>	<p>西海市組織条例 平成17年4月1日 西海市条例第5号 (部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため次に掲げる部を置く。</p> <p>(1) 総務部 (2) <u>さいかく力創造部</u> (3) 市民環境部 (4) <u>保健福祉部</u> (5) <u>西海ブランド振興部</u>  (6) 建設部 (7) 水道部</p>

(事務分掌)

第2条 部の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総務部

ア～ウ (略)

エ 情報公開及び個人情報保護に関すること。

オ～ク (略)

(2) 企画部

ア及びイ (略)

ウ 総合企画及び政策調整に関すること。

エ 情報システム及び地域情報化に関すること。

オ (略)

カ (略)

キ 土地利用対策に関すること。

ク (略)

ケ (略)

(3) 地域振興部

ア 地域振興に関すること。

イ 市民協働に関すること。

(事務分掌)

第2条 部の事務分掌は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総務部

ア～ウ (略)

エ 情報公開に関すること。

オ～ク (略)

(2) さいかく力創造部

ア及びイ (略)

ウ 市民協働に関すること。

エ 総合企画、調整及び地域振興に関すること。

オ 地域情報化及び電子自治体に関すること。

カ (略)

キ (略)

ク 土地利用計画に関すること。

ケ (略)

コ (略)

サ コミュニティ活動に関すること。

シ 交通政策に関すること。

ス 離島振興に関すること。

ウ コミュニティ活動に関すること。

エ 交通政策に関すること。

オ 離島振興に関すること。

カ 総合支所に関すること。

(4) (略)

(5) 保健福祉部

ア 保健に関すること。

イ 子育て支援に関すること。

ウ 民生、生活保護等の福祉全般に関すること。

エ 障害者福祉に関すること。

(6) 医療長寿部

ア 国民健康保険に関すること。

イ 医療助成に関すること。

ウ 介護保険に関すること。

エ 高齢者対策に関すること。

オ 地域医療に関すること。

(3) (略)

(4) 保健福祉部

ア 国民健康保険に関すること。

イ 医療助成に関すること。

ウ 民生、生活保護等の福祉全般に関すること。

エ 障害者福祉に関すること。

オ 高齢者福祉に関すること。

カ 子育て支援に関すること。

キ 保健に関すること。

ク 介護保険に関すること。

ケ 地域医療に関すること。

コ 診療所に関すること。

カ 診療所に関すること。

(7) 産業振興部

ア 農業に関すること。

イ 農村整備に関すること。

ウ 林業に関すること。

エ 水産業に関すること。

オ 観光に関すること。

カ 物産に関すること。

キ 商業及び工業に関すること。

ク 労政に関すること。

(8) 建設部

ア～エ (略)

オ 都市開発に関すること。

(9) (略)

第3条 (略)

(5) 西海ブランド振興部

ア～ク (略)

(6) 建設部

ア～エ (略)

(7) (略)

第3条 (略)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2～13 (略)

(附則第2項関係) 西海市議会委員会条例の一部改正

新	旧
西海市議会委員会条例	西海市議会委員会条例
平成17年5月9日	平成17年5月9日
西海市条例第246号	西海市条例第246号
第1条 (略) (常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)	第1条 (略) (常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)
第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教厚生常任委員会 8人 ア 総務部、企画部、地域振興部、保健福祉部、医療長寿部、会計 課、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事 項 イ (略) (2) 産業建設環境常任委員会 8人 市民環境部、産業振興部、建設部、水道部及び農業委員会の所管 に属する事項 (3) (略) 3 (略)	第2条 (略) 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務文教厚生常任委員会 8人 ア 総務部、 <u>さいかい力創造部</u> 、保健福祉部、会計課、教育委員 会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項 イ (略) (2) 産業建設環境常任委員会 8人 市民環境部、 <u>西海ブランド振興部</u> 、建設部、水道部及び農業委員 会の所管に属する事項 (3) (略) 3 (略)
第3条～第31条 (略)	第3条～第31条 (略)

(附則第3項関係) 西海市総合計画審議会条例の一部改正

新	旧
西海市総合計画審議会条例	西海市総合計画審議会条例
平成17年4月1日	平成17年4月1日
西海市条例第25号	西海市条例第25号
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
(庶務)	(庶務)
第8条 審議会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。	第8条 審議会の庶務は、 <u>さいかゝ力創造部</u> において処理する。
第9条 (略)	第9条 (略)

(附則第4項関係) 西海市市民協働の里づくり委員会設置条例の一部改正

新	旧
西海市市民協働の里づくり委員会設置条例	西海市市民協働の里づくり委員会設置条例
平成21年7月1日	平成21年7月1日
西海市条例第20号	西海市条例第20号
第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (略)
(庶務)	(庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部</u> において処理する。	第9条 委員会の庶務は、 <u>さいかゝ力創造部</u> において処理する。
第10条 (略)	第10条 (略)

(附則第5項関係) 西海市環境実践モデル都市地域連携協議会条例の一部改正

新	旧
西海市環境実践モデル都市地域連携協議会条例 平成25年6月25日 西海市条例第33号	西海市環境実践モデル都市地域連携協議会条例 平成25年6月25日 西海市条例第33号
第1条～第8条 (略) (庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>企画部</u> において処理する。 第10条 (略)	第1条～第8条 (略) (庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>さいかく力創造部</u> において処理する。 第10条 (略)

(附則第6項関係) 西海市男女共同参画推進審議会条例の一部改正

新	旧
西海市男女共同参画推進審議会条例 平成19年3月30日 西海市条例第9号	西海市男女共同参画推進審議会条例 平成19年3月30日 西海市条例第9号
第1条～第8条 (略) (庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>市民環境部</u> において処理する。 第10条 (略)	第1条～第8条 (略) (庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> において処理する。 第10条 (略)

(附則第7項関係) 西海市介護保険事業計画策定委員会設置条例の一部改正

新	旧
西海市介護保険事業計画策定委員会設置条例 平成18年6月23日 西海市条例第38号	西海市介護保険事業計画策定委員会設置条例 平成18年6月23日 西海市条例第38号
第1条～第8条 (略) (庶務)	第1条～第8条 (略) (庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>医療長寿部</u> において処理する。	第9条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部</u> において処理する。
第10条 (略)	第10条 (略)

(附則第8項関係) 西海市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例の一部改正

新	旧
西海市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例 平成28年12月22日 西海市条例第35号	西海市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例 平成28年12月22日 西海市条例第35号
第1条～第8条 (略) (事務局)	第1条～第8条 (略) (事務局)
第9条 委員会の事務局は、 <u>医療長寿部</u> に置く。	第9条 委員会の事務局は、 <u>保健福祉部</u> に置く。
第10条 (略)	第10条 (略)

(附則第9項関係) 西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会条例の一部改正

新	旧
西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会条例 平成19年12月25日 西海市条例第43号	西海市認知症地域支援体制構築等推進協議会条例 平成19年12月25日 西海市条例第43号
第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>医療長寿部</u> において処理する。 第9条 (略)	第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 協議会の庶務は、 <u>保健福祉部</u> において処理する。 第9条 (略)

(附則第10項関係) 西海市在宅医療・介護連携検討協議会設置条例の一部改正

新	旧
西海市在宅医療・介護連携検討協議会設置条例 平成28年3月23日 西海市条例第13号	西海市在宅医療・介護連携検討協議会設置条例 平成28年3月23日 西海市条例第13号
第1条～第8条 (略) (事務局) 第9条 協議会の事務局は、 <u>医療長寿部</u> に置く。 第10条 (略)	第1条～第8条 (略) (事務局) 第9条 協議会の事務局は、 <u>保健福祉部</u> に置く。 第10条 (略)

(附則第11項関係) 西海市生活支援体制整備協議体設置条例の一部改正

新	旧
西海市生活支援体制整備協議体設置条例	西海市生活支援体制整備協議体設置条例
平成31年3月29日	平成31年3月29日
西海市条例第7号	西海市条例第7号
第1条～第9条 (略)	第1条～第9条 (略)
(事務局)	(事務局)
第10条 協議体の事務局は、 <u>医療長寿部</u> に置く。	第10条 協議体の事務局は、 <u>保健福祉部</u> に置く。
第11条 (略)	第11条 (略)

(附則第12項関係) 西海市観光振興計画策定委員会条例の一部改正

新	旧
西海市観光振興計画策定委員会条例	西海市観光振興計画策定委員会条例
平成18年9月1日	平成18年9月1日
西海市条例第92号	西海市条例第92号
第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (略)
(庶務)	(庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>産業振興部</u> において処理する。	第9条 委員会の庶務は、 <u>さいかん力創造部</u> において処理する。
第10条 (略)	第10条 (略)

(附則第13項関係) 西海市ツーリズム推進協議会条例の一部改正

新	旧
西海市ツーリズム推進協議会条例 平成18年6月23日 西海市条例第54号	西海市ツーリズム推進協議会条例 平成18年6月23日 西海市条例第54号
第1条～第7条 (略) (庶務)	第1条～第7条 (略) (庶務)
第8条 協議会の庶務は、 <u>産業振興部</u> において処理する。	第8条 協議会の庶務は、 <u>さいかく力創造部</u> において処理する。
第9条 (略)	第9条 (略)

(附則第14項関係) 西海市農業振興地域整備促進協議会条例の一部改正

新	旧
西海市農業振興地域整備促進協議会条例 平成17年4月1日 西海市条例第162号	西海市農業振興地域整備促進協議会条例 平成17年4月1日 西海市条例第162号
第1条～第6条 (略) (庶務)	第1条～第6条 (略) (庶務)
第7条 協議会の庶務は、 <u>産業振興部</u> において処理する。	第7条 協議会の庶務は、 <u>西海ブランド振興部</u> において処理する。
第8条 (略)	第8条 (略)

(附則第15項関係) 西海市バイオマス総合利活用推進協議会条例の一部改正

新	旧
西海市バイオマス総合利活用推進協議会条例 平成18年9月29日 西海市条例第96号	西海市バイオマス総合利活用推進協議会条例 平成18年9月29日 西海市条例第96号
第1条～第8条 (略) (庶務)	第1条～第8条 (略) (庶務)
第9条 協議会の庶務は、 <u>産業振興部</u> において処理する。	第9条 協議会の庶務は、 <u>西海ブランド振興部</u> において処理する。
第10条 (略)	第10条 (略)

(附則第16項関係) 西海市環境保全型農業推進協議会条例の一部改正

新	旧
西海市環境保全型農業推進協議会条例 平成18年9月29日 西海市条例第97号	西海市環境保全型農業推進協議会条例 平成18年9月29日 西海市条例第97号
第1条～第8条 (略) (庶務)	第1条～第8条 (略) (庶務)
第9条 協議会の庶務は、 <u>産業振興部</u> において処理する。	第9条 協議会の庶務は、 <u>西海ブランド振興部</u> において処理する。
第10条 (略)	第10条 (略)

(附則第17項関係) 西海市農村環境計画策定委員会設置条例の一部改正

新	旧
<p>西海市農村環境計画策定委員会設置条例 令和5年3月24日 西海市条例第10号 第1条～第9条 (略) (庶務) 第10条 委員会の庶務は、<u>産業振興部</u>において処理する。 第11条 (略)</p>	<p>西海市農村環境計画策定委員会設置条例 令和5年3月24日 西海市条例第10号 第1条～第9条 (略) (庶務) 第10条 委員会の庶務は、<u>西海ブランド振興部</u>において処理する。 第11条 (略)</p>

(附則第18項関係) 西海市都市計画審議会条例の一部改正

新	旧
<p>西海市都市計画審議会条例 平成17年4月1日 西海市条例第207号 第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>建設部</u>において処理する。 第9条 (略)</p>	<p>西海市都市計画審議会条例 平成17年4月1日 西海市条例第207号 第1条～第7条 (略) (庶務) 第8条 審議会の庶務は、<u>さいかゝ力創造部</u>において処理する。 第9条 (略)</p>

(附則第19項関係) 西海市医療検討委員会条例の一部改正

新	旧
西海市医療検討委員会条例 平成18年3月31日 西海市条例第16号	西海市医療検討委員会条例 平成18年3月31日 西海市条例第16号
第1条～第8条 (略) (庶務)	第1条～第8条 (略) (庶務)
第9条 委員会の庶務は、 <u>医療長寿部</u> において処理する。	第9条 委員会の庶務は、 <u>保健福祉部</u> において処理する。
第10条 (略)	第10条 (略)